

# 1.自動はかりの検定 -すでに使用されている機器について-

2027年3月末までに検定を受検し合格する必要があります。

老朽化したものは不合格になるリスクがありますので、事前点検を推奨します。

## -自動捕捉式はかり(オートチェッカ)-



2024年3月31日までに取引または証明に使用している自動捕捉式はかりは2027年3月31日までに初回検定を受ける必要があります。

## -充填用自動はかり-



下記スケジュールは変更になることがあります。

## 既使用はかりとして検定を受検するにあたっての注意

◆導入から相当年月が経過している(メンテナンス対応期間が終了している)機器  
→既使用はかりとしての検定を受検した後に故障し、修理が必要となった場合、修理が受けられず、検定を受検することもできません。

\*修理後に検定に合格しないと、取引証明には使用できません。

**早期に新しい機器へ更新することをお勧めいたします。**

◆比較的新しい機器  
→そのまま既使用はかりとして検定を受検できます。メーカーなどの事前点検で、検定の合格基準に達しているかの確認をお勧めします。

(検定の合格基準に達していない場合は、落検となり、修理調整の上、再度検定の受検が必要です)

## 検定対象となるオートチェッカ

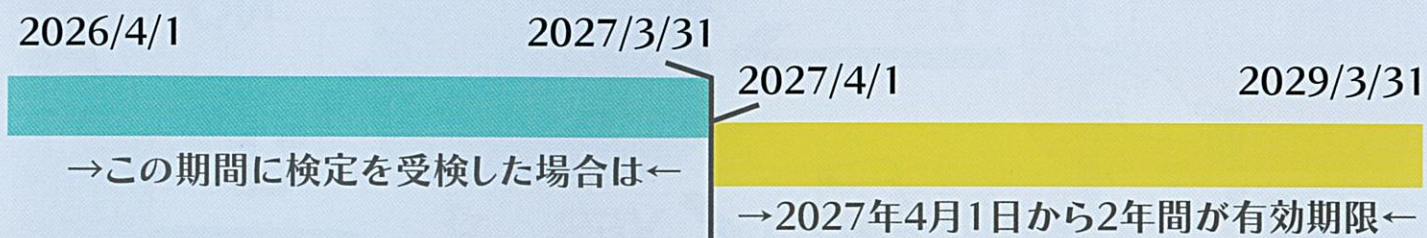
・目量10mg以上で目盛り標識数(目量数)が100以上であること

・ひょう量が5kg以下であること

\*ひょう量5kg超えもしくは目量10mg未満の自動捕捉式はかりは検定の対象外となります。

# 検定の有効期限について

検定の有効期限の起算は、検定を合格した翌年度4月1日より開始となります。余裕を持った計画での検定受検をお勧めいたします。検定の有効期間は通常2年、適正計量管理事業所は6年です。  
例) 2026年4月に受検しても、有効期限の起算は2027年4月から2年間です。

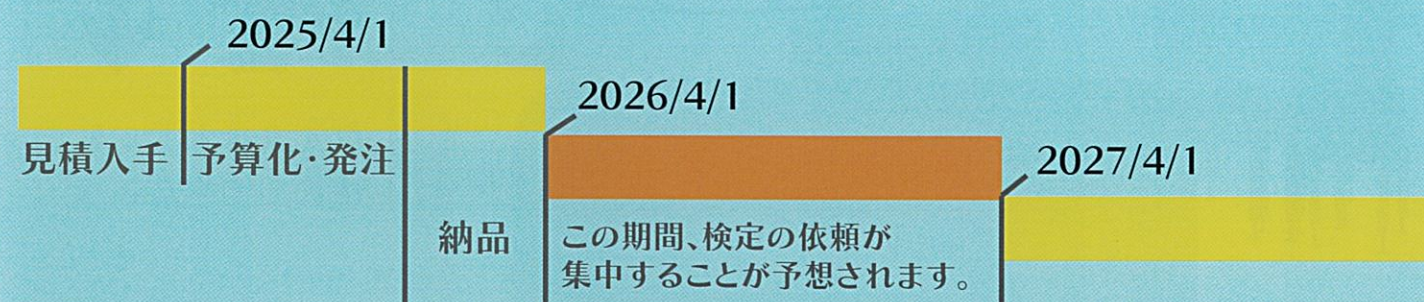


26年度は検定受検の希望が多く、混み合うことが予想されますので、25年度中の受検もぜひご検討ください。

## オートチェッカの更新をお考えのお客様へ

2027年4月1日間際となりますと、検定の依頼が多くなり、ご希望の日時に検定を受けることが難しくなりますので、前もっての受検をお勧めいたします。

【機器更新スケジュールの例】



**型式承認機の導入をお考えの場合は、余裕を持って検定を受検するために、機器の購入は2025年度内をお勧めいたします。**



検定を受けるためには、お使いのオートチェッカがある生産ラインを停止させる必要がございます。  
\*1台あたり3時間程度が目安です。

